

# ノーバス光テレビ伝送サービス 利用規約

平成 27 年 4 月 1 日版

株式会社ノーバス

## 第1章 総則

### 第1条（規約の適用）

当社は、このノーバス光てれび伝送サービス利用規約（以下「規約」といいます。）を定め、これによりノーバス光てれび伝送サービス（以下、「本サービス」といいます。）（当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

（注）本条のほか、当社は、本サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この規約により提供します。

### 第2条（規約の変更）

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

### 第3条（用語の定義）

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語                      | 用語の意味   |
|-------------------------|---|
| 1 電気通信設備                | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備   |
| 2 電気通信サービス              | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。  |
| 3 ノーバス光てれび伝送サービス（本サービス） | 映像通信網サービスであって、当社が別に定める映像通信網サービスの第1種契約者回線（以下「第1種契約者回線」といいます。）からの着信のために提供するもののうち利用回線を使用して提供するもの   |
| 4 本契約                   | 当社から本サービスの提供を受けるための契約   |
| 5 契約者                   | 当社と本契約を締結している者  |
| 6 映像通信網                 | 通常 70MHz から 770MHz まで及び 1032MHz から 2072MHz までの周波数帯域の映像並びに映像に付随する音響の伝送に供することを目的として設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。） |
| 7 映像通信網サービス             | 映像通信網を使用して行う電気通信サービス  |
| 8 本サービス取扱所              | (1)本サービスに関する業務を行う当社の事業所<br>(2)当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所   |
| 9 取扱所設備                 | 本サービス取扱所に設置される設備  |
| 10 利用回線                 | 当社のノーバス光コラボレーション契約約款に規定するサービス契約（学校に限定した利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）または当社のノーバス光でんわ契約約款に規定するサービスの契約者回線であって、本契約に係るもの  |
| 11 利用回線等                | (1)利用回線   |

|              |   |
|--------------|---|
|              | (2)当社が必要により設置する電気通信設備   |
| 12 回線終端装置    | 利用回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）  |
| 13 端末設備      | 電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの  |
| 14 自営端末設備    | 契約者が設置する端末設備  |
| 15 自営電気通信設備  | 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 16 技術基準等     | 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）および端末設備等の接続の技術的条件   |
| 17 消費税相当額    | 消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額                                  |
| 18 登録一般放送事業者 | 放送法（昭和25年法律第132号）第126条により登録を受けた登録一般放送事業者であって、映像通信網サービスを利用して登録一般放送を行う事業者   |

## 第2章 本サービスの提供区域

### 第4条（本サービスの提供区域）

当社のノーバス光てれび伝送サービスは、別記に定める提供区域において提供します。

## 第3章 契約

### 第5条（契約の単位）

当社は、利用回線1回線ごとに1の本契約を締結します。

2.契約者は、当社が別に定める登録一般放送事業者が利用する第1種契約者回線の通信相手先となるものに係る者に限ります。

3.契約者は、それぞれ1の本サービス契約につき1人に限ります。

4.契約者は、利用回線の契約者と同一の者に限ります。

### 第6条（回線終端装置の設置）

当社は利用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

### 第7条（契約申込の方法）

本契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事

務を行う本サービス取扱所に提出していただきます。

- (1)利用回線に係る契約者名及び契約者回線等番号
- (2)その他契約申込の内容を特定するための事項

#### 第8条（契約申込の承諾）

当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2.当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1)本契約の申込みをした者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合
- (2)本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3)本契約の申込みをした者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (4)第34条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### 第9条（契約内容の変更）

契約者は、第7条（契約申込の方法）に規定する契約内容の変更を請求することができます。

2.当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### 第10条（本サービスの利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったとき（その利用回線の利用の一時中断と同時に請求されるものであって、当社が本契約に基づき設置した回線終端装置を移動または取りはずすときに限ります。）は、本サービスの利用の一時中断（本サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

#### 第11条（本契約に係る権利の譲渡）

本契約に係る権利（契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2.本契約に係る権利の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により本サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3.当社は、前項の規定により本契約に係る権利の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1)本契約に係る権利を譲り受けようとする者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠りまたは怠るおそれがあるとき。
  - (2)本契約に係る権利の譲渡が、その利用回線に係るノーバス光コラボレーション利用権またはノーバス光でんわ契約約款に規定する利用権の譲渡に伴うものでないとき。
  - (3)本契約に係る権利の譲渡を譲り受けようとする者がその本契約に係る利用回線に関するノーバス光コラボレーション利用権またはノーバス光でんわ契約約款に規定する利用権を譲り受けようとする者とならないとき。
- 4.本契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本サービスに係る一

切の権利及び義務（第 27 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。

#### 第 12 条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に書面により通知していただきます。

#### 第 13 条（当社が行う契約の解除）

当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。

(1)第 17 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2)前号の規定にかかわらず、本サービスの利用を停止することが技術的に困難なときまたは当社の業務遂行上支障があるときであって、第 17 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当するとき。

2.当社は、前項に規定する場合のほか、次の場合は、本契約を解除します。

(1)利用回線について、ノーバス光コラボレーション契約もしくはノーバス光でんわ契約約款に規定する契約の解除または第 3 条（用語の定義）に定めるノーバス光コラボレーションもしくはノーバス光でんわの品目または細目以外のものへの変更があったとき。

(2)利用回線について、ノーバス光コラボレーション利用権またはノーバス光でんわ契約約款に規定する契約に係る利用権の譲渡があった場合であって、本契約に係る権利の譲渡の承認の請求がないとき。

(3)利用回線が、移転等により本サービスの提供区域外となったとき。

(4)登録一般放送事業者が、契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を解除し、当社がその通知を受けたとき。

3.当社は、前 2 項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

#### 第 14 条（その他の提供条件）

本契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

### 第 4 章 回線相互接続

#### 第 15 条（回線相互接続）

契約者は、その利用回線等の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、利用回線等と当社または当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を本サービス取扱所に提出していただきます。

2.当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社

または当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の契約約款等（契約約款または電気通信事業者が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約をいいます。以下同じとします。）によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

3.契約者は、その接続について、第1項の規定により本サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4.契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により本サービス取扱所に通知していただきます。

## 第5章 利用中止等

### 第16条（利用中止）

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1)当社の電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき。

(2)第19条（通信利用の制限等）の規定により、本サービスの利用を中止するとき。

(3)利用回線に係るノーバス光コラボレーションまたはノーバス光でんわの利用中止を行ったとき。

2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第17条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、1ヵ月以内で当社が定める期間（その本サービスの料金その他の債務（この規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その本サービスの利用を停止することがあります。

(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第27条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。

(2)第34条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

(3)利用回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(4)利用回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を利用回線等から取りはずさなかったとき。

(5)登録一般放送事業者が、契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を一時的に停止し、当社がその通知を受けたとき。

(6)前5号のほか、この規約の規定に反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。

## 第6章 通信

### 第18条 (通信の条件)

契約者は、その本サービスに係る通信について、その利用回線に対して1の当社が別に定める映像通信網サービスの第1種契約者回線からの通信(その第1種契約者回線からの着信に限ります。)を行うことができます。

### 第19条 (通信利用の制限等)

契約者は、その利用回線に係るノーバス光コラボレーション契約約款またはノーバス光でんわ契約約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、その本サービスを利用することができないことがあります。

## 第7章 料金等

### 第20条 (料金及び工事に関する費用)

当社が提供する本サービスの利用料金および工事に関する費用は、別紙料金表に定めるところによります。

### 第21条 (利用料金の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して本サービス契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、別紙料金表に規定する利用料金の支払いを要します。

2.前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

(1)利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(3)前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

| 区別  | 支払いを要しない料金  |
|---|---|
| 1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについて |

|   |   |
|---|---|
| <p>度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p> | <p>の利用料金</p>  |
| <p>2 当社の故意または重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>  | <p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての利用料金</p> |

3.当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還しません。

#### 第22条 (手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その本サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

#### 第23条 (工事費の支払義務)

契約者は、契約申込または工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2.工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第24条 (料金の計算等)

料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、別紙料金表通則に定めるところによります。

#### 第25条 (割増金)

契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### 第26条 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の



割合（閏年も 365 日として計算するものとします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

#### 第 27 条（債権の譲渡）

契約者は、当社が、この利用規約の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社および請求事業者は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

### 第 8 章 保守

#### 第 28 条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

#### 第 29 条（契約者の切分責任）

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2.前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3.当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第 30 条（修理又は復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第 1 順位および第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

| 順位 | 修理または復旧する電気通信設備  |
|----|--|
| 1  | 気象機関に設置されるもの<br>水防機関に設置されるもの<br>消防機関に設置されるもの<br>災害救助機関に設置されるもの<br>警察機関に設置されるもの<br>防衛機関に設置されるもの |

|   |   |
|---|---|
|   | 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの<br>通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの<br>電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの  |
| 2 | ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの<br>水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの<br>選挙管理機関に設置されるもの<br>別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの<br>預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの<br>国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。） |
| 3 | 第1順位および第2順位に該当しないもの   |

## 第9章 損害賠償

### 第31条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。

2.前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3.当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

### 第32条（免責）

当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2.当社は、この規約等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（本サービス取扱所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第 10 章 雑則

### 第 33 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### 第 34 条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2)通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと

(3)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4)当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2.契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

### 第 35 条（契約者からの利用回線等の設置場所の提供等）

契約者からの利用回線等の設置場所の提供等については、別記に定めるところによります。

### 第 36 条（本サービスの技術的事項および技術資料の閲覧）

当社は、当社が指定する本サービス取扱所において、本サービスにおける基本的な技術的事項および本サービスを利用するうえで参考となる技術資料を提供します。

### 第 37 条（契約者の氏名等の通知）

契約者は、登録一般放送事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名および住所等を、その登録一般放送事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

2.契約者は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

3.契約者は、当社が第 27 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所および契約者回線等番号等、料金の請求に必要な情報ならびに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号および第 17 条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を請求事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

4.契約者は、当社が第 27 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

#### 第 38 条 （登録一般放送事業者からの通知）

契約者は、当社が、料金もしくは工事に関する費用の適用または本サービスの提供に当たり必要があるときは、登録一般放送事業者からその料金もしくは工事に関する費用を適用するまたはその本サービスを提供するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

#### 第 39 条 （法令に規定する事項）

本サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第 40 条 （閲覧）

この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

### 第 11 章 附帯サービス

#### 第 41 条 （附帯サービス）

本サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。

## 別記

### 1 本サービスの提供区域

(1)本サービスの提供区域は、次に掲げる区域のうち当社が別に定める区域とします。ただし、当社が別に定める一部の区域については本サービス提供区域外となります。

| 提 供 区 域                           |
|-----------------------------------|
| NTT 東日本のサービス提供区域、NTT 西日本のサービス提供区域 |

(2)当社の本サービスに係る通信は、同一の都道府県の区域における利用回線と第1種契約者回線（当社が別に定める映像通信網サービスのものとします。）との間および当社が別に定める区域における利用回線と当社が別に定める区域における第一種契約者回線（当社が別に定める映像通信網サービスのものとします。）との間において提供します。

### 2 本サービス契約者の地位の承継

(1)相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、本サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2)(1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3)当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(4)(1)から(3)の規定にかかわらず、契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、その本サービスに係る利用回線のノーバス光コラボレーション契約者またはノーバス光でんわ契約約款に規定する契約者の地位の承継の届出をもって、その契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

### 3 契約者の氏名等の変更の届出

(1)契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは第13条（当社が行う契約の解除）及び第17条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所もしくは居所または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

(2)(1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 4 契約者からの利用回線等の設置場所の提供等

(1)利用回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が利用回線等を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

ただし、契約者から要請があったときは、当社は、その利用回線等の設置場所を提供することが

あります。

(2)当社が本契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(3)契約者は、利用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

## 5 自営端末設備の接続

(1)契約者は、その利用回線等の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第 86 条第 1 項に規定する登録認定機関または事業法第 104 条第 2 項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2)当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 31 条で定める場合に該当するとき。

(3)当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第 7 号または第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。

(4)(3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5)契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

(6)契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7)契約者は、その利用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1)当社は、利用回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2)(1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3)(1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を利用回線から取りはずしていただきます。

## 7 自営電気通信設備の接続

(1)契約者は、その利用回線等の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2)当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。)の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3)当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4)(3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5)契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6)契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7)契約者は、その利用回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

利用回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

## 9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

## 10 利用権に関する事項の証明

(1)当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿(電磁的記録により調整したものを含みます。)に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア 本契約の申込みの承諾年月日

イ 契約者の住所または居所及び氏名

ウ 利用回線の終端のある場所

エ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日および受付番号

オ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

カ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）による滞納処分およびその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあつては、参加差押を含みます。）、仮差押または仮処分の通知があったときは、その受付年月日および受付番号

(2)利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、本サービス取扱所に提出していただきます。この場合、別紙料金表に規定する手数料の支払いを要します。

(3)契約者は、当社がこの取扱いを行うことについて、同意していただきます。

## 11 支払証明書の発行

(1)当社は、契約者等から請求があったときは、当社がその本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、当社が指定する本サービス取扱所において、その本サービスおよび附帯サービスの料金その他の債務（この規約の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

(2)契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、別紙料金表に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(3)契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

## 12 情報料回収代行の承諾

(1)契約者は、登録一般放送事業者が提供する登録一般放送サービス（本サービスを利用することにより有料で提供を受けることができるサービスであつて、登録一般放送事業者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下、同じとします。）の利用があつた場合には、その登録一般放送サービスを提供する登録一般放送事業者（以下「情報提供者」といいます。）に支払う当該サービスの料金（登録一般放送サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

(2)当社は、情報提供者から請求があつた場合は、その登録一般放送サービスの利用者に係る氏名および住所等をその情報提供者に通知することがあります。

(3)当社が定める期間が経過しても回収できない当該サービスの料金については、情報提供者が回収するものとします。

## 13 情報料回収代行に係る回収の方法

(1)当社は、別記（情報料回収代行の承諾）の規定により回収する当該サービスの料金については、契約者に請求します。この場合、その当該サービスの料金は、その利用に係る本サービスの利用料金に適用される料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）ごとに集計のうえ請求します。

(2)(1)の場合において、請求する当該サービスの料金は、当社の機器により計算します。



#### 14 情報料回収代行に係る免責

当社は、登録一般放送サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

#### 15 屋内同軸配線工事

(1)当社は、契約者から請求があったときは、その利用回線が、当社が別に定める登録一般放送事業者が第1種契約者回線の通信相手先として指定した利用回線である場合に限り、屋内同軸配線（その利用回線の回線終端装置から自営端末設備までの屋内同軸ケーブル等をいいます。以下、同じとします。）に係る工事を行います。

(2)契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する工事費の支払いを要します。

(3)屋内同軸配線工事に関するその他の取扱いについては、本サービスの場合に準ずるものとします。

#### 16 新聞社等の基準

| 区 分     | 基 準   |
|---------|---|
| 1 新聞社   | 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社<br>(1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的とてあまねく発売されること。<br>(2)発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。 |
| 2 放送事業者 | 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者および同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者  |
| 3 通信社   | 新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社               |

## 料金表

### 通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、第 21 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定に該当するときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。
- 3 2 の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 21 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 7 契約者は、料金および工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6 及び 7 の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、当社が請求することとなる料金または工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 10 第 21 条（利用料金の支払義務）から第 23 条（工事費の支払義務）までの規定その他この規約の規定により料金表に定める料金または工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注 1) 10 において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

(注 2) この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注 3) この規約の規定により支払いを要することとなった料金または工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

(基本的な技術的事項)

| 物理的条件                            | 相互接続回路   |   |
|----------------------------------|--|---|
|                                  | 周波数範囲  | 送出電力等   |
| C15形F型コネクタ<br>(EIAJ RC-5223A 準拠) | アナログ映像信号又はデジタル映像信号<br>70MHz ~ 770MHz 及び<br>1032MHz~2072MHz<br>(アナログ映像信号については有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令(平成23年総務省令第95号)第21条、デジタル映像信号については同省令第10条に準拠した条件下において規定周波数配列に各映像信号及びその映像に付随する音声信号を周波数多重した電気信号) | アナログ映像信号<br>82.0dB $\mu$ V以上<br><br>デジタル映像信号<br>68.3dB $\mu$ V以上(64QAM,OFDM)<br>72.0dB $\mu$ V以上(TC8PSKのダウンコンバート)<br>73.8dB $\mu$ V以上(256QAM)<br>75.0dB $\mu$ V以上(TC8PSKのBS-IF)<br>72.0dB $\mu$ V以上(QPSK) |

## 別紙料金表

### 1 利用料

| 料金種別 | 単位          | 料金額               |
|------|-------------|-------------------|
| 利用料  | 1 利用回線ごとに月額 | 450 円(税込価格 486 円) |

### 2 請求書等の発行に関する料金の額

| 区分    | 単位                             | 料金額                   |
|-------|--------------------------------|-----------------------|
| 発行手数料 | 1 の請求書または口座振替通知書の発行ごとに         | 150 円<br>(税込価格 162 円) |
| 収納手数料 | 1 の請求書による本サービスの料金その他の債務の支払いごとに | 50 円<br>(税込価格 54 円)   |

### 3 建物一括契約型料金 (建物一括契約プラン)

| 料金種別 | 単位  | 料金額               |
|------|---|-------------------|
| 利用料  | 次に規定する承諾の際に合意した戸数までの、1 の利用回線の終端の場所と同一構内又は建物内における 1 の戸ごと | 450 円(税込価格 486 円) |

(建物一括契約型料金 (建物一括契約プラン) の承諾)

当社は、この利用料金の適用を選択する申出があったときは、次のすべての要件を満たす場合に限り、これを承諾します。

ア その本契約に係る利用回線の終端の場所の同一構内または建物内に 6 以上の戸数がある場合

イ その本契約に係る利用回線の終端の場所の同一構内または建物内の戸数について、その契約者と当社の間で合意があった場合

ウ その本契約に係る利用回線が、当社が別に定める登録一般放送事業者が第 1 種契約者回線の通信相手先として指定した利用回線である場合

### 4 手続きに関する料金

| 料金種別    | 単位      | 料金額                   |
|---------|---------|-----------------------|
| 契約料     | 1 契約ごとに | 800 円<br>(税込価格 864 円) |
| 譲渡承認手数料 | 1 契約ごとに | 800 円<br>(税込価格 864 円) |

## 5 工事に関する費用

| 区 分           |                            | 単 位                    | 工事費の額  |
|---------------|----------------------------|------------------------|--|
| (1)基本工事費      | ア イ以外の場合                   | 1 の工事ごとに<br>基本額<br>加算額 | 4,500 円(税込価格 4,860 円)<br>3,500 円(税込価格 3,780 円) |
|               | イ 取扱所設備等工事のみの場合            | 1 の工事ごとに               | 1,000 円(税込価格 1,080 円)                          |
| (2)取扱所設備等工事費  |                            | 1 の工事ごとに               | 1,000 円(税込価格 1,080 円)                          |
| (3)回線終端装置工事費  | ア イ以外の場合                   | 1 の工事ごとに               | 別に算定する実費                                       |
|               | イ 利用回線の回線終端装置の工事と同時に施工する場合 | 1 の工事ごとに               | 別に算定する実費                                       |
| (4)利用の一時中断の工事 | ア 基本工事費                    | 1 の工事ごとに               | 1,000 円(税込価格 1,080 円)                          |
|               | イ 取扱所設備等工事費                | 1 の工事ごとに               | 1,000 円(税込価格 1,080 円)                          |
| (5)再利用の工事     |                            |                        | (1)から(3)の工事の額と同額                               |

## 6 附帯サービスに関する料金等

### (1)証明手数料

1 契約ごとに 300 円(税込価格 324 円)

### (2)支払証明書の発行手数料

支払証明書 1 枚ごとに 400 円(税込価格 432 円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）および郵送料（実費）が必要な場合があります。

### (3)屋内同軸配線工事に関する工事費

| 区 分       | 屋内同軸配線工事費の額 |
|-----------|-------------|
| 屋内同軸配線工事費 | 別に算定する実費    |

## 附則

本規約は平成 27 年 4 月 1 日より効力を有するものとします。